

監事の監査に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、有限会社SHIIPMAN（以下「当社」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は法令及び定款に定めるものの他は本規程による。

第2条（基本理念）

監事は当社の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条（職務）

監事は、法令、定款及び本規程に定めるところに従って、役員職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第4条（業務・財産調査権）

監事は、役員及び関係部門に対し事業の報告を求め、または当社の業務及び財産の状況を調査することができる。

第5条（役員との協力）

監事が、前条の職務を遂行する場合は、役員または関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

第6条（監査事項）

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条（会議への出席）

- (1) 監事は役員会及び社員総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。
- (2) 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。

第3章 監事の意見陳述等

第8条（役員会に対する報告・意見陳述等）

- (1) 監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく役員会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、役員に対し役員会の招集を請求し、または自ら役員会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たり当社の業務の適正な運営・合理化等または当社の諸制度について意見を持つに至ったときは、役員に対し、意見を述べることができ

る。

第9条（差止請求）

監事は、役員が当社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより当社に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、その役員に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条（会計方針等に関する意見）

- (1) 監事は、役員が会計方針及び計算書類等の計算方法を変更する場合には予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、意見を述べるることができる。

第4章 監査の報告

第11条（計算書類等の監査）

監事は、役員から事業報告及びその附属明細書、貸借対照表及び損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第12条（監査報告）

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印するものとする。
- (3) 監事は、前項の監査報告を取締役社長に提出する。

附則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。